

## 1 1 4 . 0 3

### 包括委任状の取下げ

包括委任状を提出した者は、包括委任状を取り下げる（特例施規8条、様式第8）ことにより、特許法施行規則第4条の3<sup>\*1</sup>、特許登録令施行規則第13条の5<sup>\*2</sup>及び特例法施行規則第5条の2、国際出願法施行規則第5条の規定による代理権の証明については、その後の手続において当該包括委任状を援用できないようにすることができる。

なお、当該包括委任状を援用することにより代理権の証明をして、既に代理人の選任の届出を行った代理人の代理権については、当該包括委任状を取り下げることによっては当該代理人の代理権を消滅させることはできず、当該届出に係る事件ごとに代理権の消滅を届け出なければならない（特施規9条の2<sup>\*1</sup>、国際出願法施規6条4項）。

（新規平成29・4）

---

\*1 特施規4条の3、9条の2：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

\*2 特登施規13条の5：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用